

パブリックコメントの実施結果について

秋田県こども計画（素案）に対するパブリックコメント（意見募集）を次のとおり実施した。

1 計画の名称

秋田県こども計画（素案）

2 意見の提出期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月13日（月）まで

（32日間）

3 関係資料の閲覧方法

（1）ウェブサイト

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

（2）印刷物の閲覧場所

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課（県庁本庁舎5階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

4 意見募集の実施結果（内容は別添のとおり）

（1）意見提出者数 8名

（2）具体的な意見の数 58件（※）

（※）件数は、意見書等の内容を踏まえ、次世代・女性活躍支援課で整理した数

（3）意見の反映状況

【反映】9件、【参考】29件、【その他】20件 計 58件

《反映状況の区分》

[反映] 意見の内容を反映し素案を修正したもの、又は既に素案に反映されているもの

[参考] 素案を修正しないが、施策の実施段階や次期計画で参考とするもの

[その他] その他のもの（素案の内容に関する質問や計画に直接関係のない意見等）

【速報版】秋田県こども計画（素案）に対する意見募集の実施結果について（一覧）

反映状況：①反映（反映済を含む）、②参考、③その他

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
1	42	○無痛分娩の推進 秋田県では無痛分娩が進んでいません。 進まない理由は、お医者様や医師会の都合の、理由なのではないかなと思っています。 積極的に変えようとする方がいないのでしょうか。 無痛分娩が進めば、秋田に里帰り出産や、そのまま移住の方のきっかけにもなるかもしれません。 秋田で産まれたということが、将来の移住へつながる可能性もあります。	・無痛分娩については、医療上の必要性のほか、妊産婦の希望により対応する病院・クリニックがあると認識しております。世界保健機関（WHO）は、産痛緩和を求める健康な妊産婦に対して、妊産婦の希望に合わせて硬膜外麻酔を使用することを推奨しております。しかし、無痛分娩が一般的ではない日本における健康上の有用性については、まだ十分なデータや研究が不足している状況です。 ・現在、国では令和8年度を目途に、出産費用の保険適用の導入など、出産に関する支援策の強化を検討しており、その中で無痛分娩に関する議論もなされているところです。本県においても、これらの動向を踏まえながら、安全な周産期医療提供体制の整備を進め、妊産婦が安心して出産できる環境づくりに努めてまいります。	③
2	49	⑥地域におけるこども・子育て支援の充実 ス) 多様な事業者の参入・能力活用事業 ・健康面や発達面において、特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立の認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部等を補助します。 ス) の事業の内容として、特別支援のための職員加配費用の一部補助が該当するのか疑問に思いました。 また、特別支援に係る人件費は保育施設運営者の大きな負担になっており、補助については対象を認定こども園に限定せず、全ての保育施設に対してとするべきではないでしょうか。	・健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立の就学前施設におきましては、職員を加配し、教育・保育を適切に行うことが重要であることから、法令等に基づき、国、県、市町村がそれぞれの役割の下に財政支援を行っております。 ・本事業では、認定こども園のうち、社会福祉法人立の施設（幼稚園部分）を対象に支援しておりますが、学校法人立の認定こども園や幼稚園につきましては、私学助成により支援しております。また、認定こども園の保育所部分や保育所につきましては、市町村の補助制度により支援するなど、それぞれの就学前施設において、財政支援が受けられる状況にあります。	②
3	31	こども・若者の意見の政策反映について、こども家庭庁の示す「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」や「自治体こども計画策定のためのガイドライン」のみならず、それらの策定に当たっての意見募集（パブリック・コメント）の結果にも配慮しての計画策定を望みます。当該意見募集においては多数の懸念を伝える意見が届いていますが、それらの少なくとも一部に対して、こども家庭庁は自治体が適正に対応することを期待する旨を回答しています。	・国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」策定に当たっての意見募集については、計画策定状況の公表、意見聴取テーマの設定、意見聴取の方法等に関し、「自治体で適切に対応することと期待する」とこども家庭庁は考え方を示しているところであり、本計画の策定に当たっても、「秋田県こども計画策定委員会」を設置し、計画内容や意見の聴取方法等について、委員の皆様から御意見を伺いながら、地域の実情に合った計画策定に努めてきたところであります。	③
4	31	こども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として、「意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努める」としてはいかがでしょうか？ 「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」におけるパブリックコメントにおいて、こども家庭庁は「意見を聞く相手が偏ってしまう可能性は排除できない」とし、「多様なこども・若者から参加してもらえよう、各府省庁や地方自治体で取り組んでいただきたい」と自治体に対する意向を述べています。 また、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」におけるパブリックコメントでも、こども家庭庁から同様の意向が改めて示されています。 具体的には、意見を聴取した対象が短期間に重複しないように聴取対象者をリスト化して管理する、意見聴取に携わる部署や連携する団体等を固定せずに一定期間での交代を義務化する、といった対応が考えられます。	・こども・若者からの意見聴取については、本計画全体を貫く5つの視点のひとつに「当事者の意見を聴きながらともに進める視点」を位置づけ、意見表明の場を適切に設け、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども・若者や子育て当事者とともに本計画を進めるとともに、意見を聴くに当たっては、不登校や社会的養護の下で生活しているこども・若者等、声が届きにくいと思われるこども・若者や子育て当事者からも意見を聴取するよう努めることとしております。	①

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
5	31	<p>こども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として、「意見を聞くに当たって連携する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょうか？</p> <p>世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。</p>	<p>・本県では、こども・若者・子育てに関する施策を総合的に調査審議する機関を令和7年4月に設置する予定としており、当該機関の委員の皆様からの御意見を伺いながら、事業連携や意見聴取する団体等を判断していきたいと考えております。</p>	②
6	31	<p>自治体の責務として、「こども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」としてはいかがでしょうか？</p> <p>こども・若者の意見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に干渉して意見に影響を与えることは慎まねばなりません。しかしながら、意図せずとも、熱心に情報提供をするなどだけでも結果として干渉となることがあり得ますし、更には意図的に干渉して行う場合も想定され、こういった懸念への対処は自治体において適正に行うことが求められます。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合により記録することも委ねられることから、特に厳に干渉が戒められるべきと考えられます。例えば、こども家庭庁「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」では、意見発信をサポートする民間団体の事例（p24）として意見発信をするこども・若者が影響を受けることが不可避であるような取組が述べられており、その意図によらず、こども・若者の本来の意見から変化してしまう懸念が消せません。</p>	<p>・「施策項目1：こども・若者が健やかに成長できる環境整備」中、「施策1：こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」の「③こども・若者の意見表明の機会の確保」においてこども・若者等が安心・安全に意見を述べる機会をつくることとしております。</p>	①
7	31	<p>こども・若者の意見の政策反映について、こども計画において、意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けるような記述をしないよう求めます。</p> <p>本案ではそのような記述は無いように見受けられますが、例えば他県事例では「差別のない社会を作る一員として意見発信」といった形での記載が見られますが、これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念があります。基の趣旨に添って、こども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう、ご配慮を頂きたいと思っております。</p>	<p>・「施策項目1：こども・若者が健やかに成長できる環境整備」中、「施策1：こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」の「③こども・若者の意見表明の機会の確保」においてこども・若者等が安心・安全に意見を述べる機会をつくることとしていますが、計画策定後も、記載内容に基づいた意見聴取に努めてまいります。</p>	②
8	31	<p>こども・若者の意見の政策反映について、行政および連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載されてはいかがでしょうか？</p> <p>意見を発したこども・若者のみならず、発しえなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想です。また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用に繋がる取組であり、なればこそ、参政権を有する大人（若者を含む）から広範に理解と支持をされるように十分に情報公開が成される必要があろうと思っております。</p>	<p>・本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルを導入し、各施策の効果の検証と目標の達成状況の確認を毎年度実施し、県公式ウェブサイトで公表するほか、県の附属機関としてこども・若者・子育てに関する施策を総合的に調査審議する機関（令和7年4月設置予定）からの意見等を踏まえつつ、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させることとしております。</p>	①
9	6	<p>「官民一体となって少子化への対応をはじめとする人口減少対策を推進」とありますが、少子化対策について、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と相関する事業は存在しないことから、EBPMの観点からは個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を市民に開示することが必要に思っています</p>	<p>・本県では、少子化対策として、若者の転出超過の抑制に向け、働く場の確保や魅力ある職場づくり、賃金水準の向上等の経済的側面に加え、若者が都会にあこがれる大きな要因である自由で開かれた地域社会づくりなどに重点的に取り組み、結婚や子育てに関する支援と併せて総合的な施策として実施しているところであります。</p> <p>なお、少子化対策に限らず、県の政策や施策等については、秋田県政策等の評価に関する条例等に基づき、評価を実施し、それらの情報を県公式ウェブサイトへ掲載するなどにより、広く県民に公表しております。</p>	③

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
10	58	<p>大学等の高等教育への就学支援について、就学せずに働くこともまた子ども・若者の権利であり前向きな選択肢の一つであることを明記すること、そして就学者への過剰な支援により非就学者が不利となって新たな不平等を生まないよう配慮すること、以上を記載してはいかがでしょうか？</p> <p>例えば農林水産業、工業、工芸等の職については大学等の高等教育への就学よりも早期に就業することにより実技術を学ぶことが有利な状況も多く、前向きな選択として義務教育終了時や高校卒業時に就職することも考えられます。</p>	<p>・「施策項目2：秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援」中、「施策3：社会への旅立ちの支援」において、子ども・若者が将来のどのような進路を選択するにしても、自らの夢を実現させることができるよう、きめ細かな就職支援を行うこととしております。</p>	①
11	5	<p>本計画に関する様々な施策、事業に関して、自治体において年度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開されることを望みます。社会保障費の暴騰が続き、国民負担率も上がるなか、必要な事業を無理せずともしっかりと守るためには市民にその必要性が示され続けねばなりません。</p> <p>本案ではその旨がしっかり明記されており、好感を持ちます。大変とは存じますが、よろしく申し上げます。</p>	<p>・本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルを導入し、各施策の効果の検証と目標の達成状況の確認を毎年度実施し、県公式ウェブサイトで公表するほか、県の附属機関として子ども・若者・子育てに関する施策を総合的に調査審議する機関（令和7年4月設置予定）からの意見等を踏まえつつ、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させてまいります。</p>	①
12	32 41 62	<p>「子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」を子ども計画の施策1としたことに大きな意義があると思う。なぜなら「子ども基本法」の基本理念である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を理解している県民はほとんどいない。まずは「子どもの権利条約」を周知し理解を図るための啓発活動を全県、全市町村、学校等で複数年かけて充分に行ってほしい。それだけでもこの「子ども計画」は有意なものとなるであろう。</p> <p>特に人権教育や性教育が公教育で正しく継続的に実践されるようになれば意義は大きい。単なる「思いやり教育」や「スローガンの教育」ではなく自他を「権利の主体」としてとらえ実践できる教育や包括的な性教育を望む。</p> <p>また、少子化対策としての「プレコンセプションケアの推進」ではなく「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する権利）」の考えから健康や結婚等を考えてほしい。「秋田県子ども計画」の策定にも「子ども・若者の意見」が反映されるようであればよい。「大人に忖度する子どもたち」の意見でないことを願う。</p>	<p>・本計画策定後は、条約に定められた子どもの権利の実現に向け、子ども・若者が権利の主体であることを、シンポジウムの開催やSNSを活用した情報発信等を通じて、広く周知していきたいと考えています。</p> <p>・学校では、教育活動全体を通じて自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の向上を図るとともに、子どもたちが性について正しく理解し、適切に行動できるよう計画的に性に関する指導を進めてまいります。</p> <p>・プレコンセプションケアについては、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促す取組であると認識しております。現在国ではプレコンセプションに関する課題について若い世代のニーズを踏まえ、有識者の知見を得ながら検討することとしており、性や妊娠に関する正しい知識の普及と情報提供のあり方や妊娠を考える方の健康管理に関する相談支援のあり方について議論されているところです。本県においても、これらの動向を踏まえながら、性と健康に関する正しい知識の普及に向けて取り組んでまいります。</p> <p>・また、自分の生き方を主体的に選ぶためにも、それぞれのタイミングで正しい知識を身につけておく必要があると考えておりますので、結婚や妊娠・出産といったライフイベントを視野に入れた人生設計を考える機会や正しい情報を、各年代に応じて提供してまいります。</p>	②
13	4	<p>・秋田県子ども子育て計画の素案を拝見して、基本理念の全ての子ども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指すことを実現するために、計画の推進期間を5年に限らず、地球が無くなる日までに伸ばしてほしいです。</p>	<p>・本計画の推進期間は5年となりますが、その後も子ども施策に係る取組の成果・課題等を踏まえ、施策を検討し、次期計画を策定することにしていきます。</p>	②

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
14	一	<p>・それから、「秋田県子ども計画（素案）」の基本理念や県議会議員や国会議員や市町村議員がつくる施策や法案をつくったり、実施したりする前に、秋田県民全員が参加して、今の基本理念を実現するか新たに一人一人にあった基本理念を専門家と一緒に作った後で人への健康や経済や自然への影響、例えば、あきたこまちRが自然の放射線より強い重イオンビームを使っている。とネットの情報でわかったので、もしそうだとすると、人があきたこまちRを食べて健康被害がでないか調べるために、人間の平均寿命が80年くらいなので、短時間で健康被害が出るか調べるために、実験用のマウスは寿命が2から3年なので、そのうちの何匹がガンやその他の健康を害するのか調べて、それでどうなったかを知りたいのに、公表されていないので、そのようなものは安全が確認されるまで播種させないようにする。などの対策をしたり、基本理念か一人一人にあった基本理念を実現するか投票や聞き取りしてから決められるようにし、基本理念や施策や法案などを改善してほしい。</p>	<p>・「あきたこまちR」はカドミウムをほとんど吸収しない「コシヒカリ環1号」と「あきたこまち」を交配したものに、さらに7回「あきたこまち」を交配してできた品種で、カドミウムの吸収性以外の性質は「あきたこまち」と同様です。</p> <p>・「コシヒカリ環1号」は「コシヒカリ」に放射線の一種の重イオンビームを1度だけ照射し、その後6回世代交代を繰り返してできた品種であり、重イオンビームの影響で放射性物質を含んでいたり放射線を発することはなく安全です。</p> <p>・「あきたこまちR」には放射線を照射したことも今後照射することもなく、選抜を繰り返して育種した多くの品種と同様、安全なお米です。</p> <p>なお、放射線を用いた品種育成は50年以上前から行われ、米だけでなく多くの農作物が食べられています。詳しくは県公式ウェブサイトを御確認ください。</p> <p>(https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/73119)</p>	③
15	一	<p>・それから、基本理念を実現するためのお金を確保するため、秋田県独自で作られたものに見える地域振興券を刷って、外から来た人に例えばの話で秋田県でつくられたものを2倍以上の値段で買ってもらえるようにしたり、秋田県だけで使える地域振興券が偽造されないように、日本銀行券を作っている人を招いて、作れるようにしたり、秋田県独自の材料を使って、偽造を防止できるようにしてほしい。</p>	<p>・今回の意見公募の内容には直接関係がないため、回答は控えさせていただきます。</p>	③
16	一	<p>・それから、急な怪我や病気で基本理念が実現し続けることができない時もある。と思ったので、例えばの話で、病気やケガや年で動けない人の大小便を貯めて、一定量になったら大小便器に流しに行ったり、体を清潔に保つために清潔な紙で髪や体を洗うことができる自律した機械を作ったり、月に一度、困ったことがないか、解決してほしいことがないか書いた紙を、家庭訪問で住民が虐待されていないか確認解決できるようにしてほしい。</p>	<p>・今回の意見公募の内容には直接関係がないため、回答は控えさせていただきます。</p>	③
17	一	<p>・それから、人手不足で助けを頼んでいる会社をボランティアで企業秘密ではない仕事で手伝えることができるように前もってVRややり方を書いた紙などで前もってトレーニングしてもらってから、会社の人に見てもらって技術継承もできるようにしてほしい。</p>	<p>・人を雇用するにしても、ボランティアを活用するにしても、仕事を教えることに関しては、各企業が自ら考え、自社に適した方法で行うべきものと考えます。</p>	③
18	一	<p>・それから、秋田県独自の文化、礼儀や祭りの歴史を伝えて、住民が苦しめたり困っていない秋田県独自の文化、礼儀や祭りの歴史を観光資源にして、富士山の入山規制のように、外国から人が来すぎて困ることがないように、秋田への入圏規制して観光客を呼び込んだり、選択して希望した人だけが国際理解できるようにしてほしいです。</p>	<p>・秋田県の伝統文化・歴史を観光資源として捉え、魅力的な観光コンテンツとなるよう磨き上げに努めてまいります。また、インバウンドの受入態勢の整備に当たっては、DMOや観光・宿泊事業者等と情報共有を図りながら、外国人旅行者の円滑な受入を促進し、持続観光な観光地づくりを目指してまいります。</p>	②

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
19	24	<p>・基本理念の全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指すことを実現するために、秋田県内のネオニコチノイド系農薬とグリホサート系除草剤の使用禁止とオーストラリアのコンタクトオーガニクス社の除草剤セーフティの輸入販売と有機物肥料をつかった自然にも人にも優しい農家の育成と支援をお願いします。理由は最近、NPO法人の調査で1か月間ネオニコチノイド系農薬(あとはネオニコと書きます)を含まない有機食材を食べると尿中のネオニコ系農薬を94%減らせることと、『発達障害の原因と発症メカニズムー脳神経科学からみた予防、治療・療育の可能性(河出書房新社)』の中にネオニコを含む飲食物を微量でも食べ続けることによって、脳や肝臓、精巣など全身に広がって神経の伝達を乱す、自閉症、広汎性発達障害の有病率と農地単位面積当たり農薬使用量が無視できないことがわかったからです。</p> <p>それから、ネオニコチノイド系農薬の健康有害性情報に関するレビューの中にネオニコを含む食べ物を胎盤を通り抜けて赤ちゃんへ移行していることがわかったからです。</p> <p>それから、論文等にグリホサート系の除草剤のラウンドアップで癌になるとして各国が使用を禁止、制限していること。悪性リンパ腫になることが書いてあるのでネオニコチノイド系農薬とグリホサート系除草剤使用禁止にして代わりにオーストラリアのコンタクトオーガニクス社の除草剤セーフティを使うようにしたり、秋田県内でセーフティのような人や虫や土に害のないものを研究開発支援と食用油と塩や他のもので作った自然で健康被害がない農薬や除草剤を生産できるような支援や化学物質を使わない有機物肥料と自然農薬でつくった農作物を作る農家の育成や有機物肥料や水田用除草機購入や生産や支援も何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>・作物や農地に使用できる農薬は、登録申請に基づいて国が防除効果や安全性等の審査を行い、登録されたものに限られます。</p> <p>なお、現在登録されている農薬の一部では、安全性等について再評価が行われております。</p> <p>・また、環境に配慮した農業を推進するため、国ではよりリスクが低い農薬を含めた防除方法の開発等を推進しており、県でも有機農業への取組支援のほか、化学肥料の低減や有機農業の拡大に資する機械への助成を行っております。</p>	③
20	59	<p>・学校教育について、小学校・中学校での活動、教育についての施策は多岐にわたって細やかに盛り込まれているが、高等学校での教育について触れている部分が無い。</p> <p>2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援 施策4 高等教育の修学支援、高等教育の充実にかかわる部分だと思うが、秋田県内の郡部、僻地に生まれた子供でも、自宅に住み続けて家族と暮らし、家族のサポートを受けながら当人の学力に応じてふさわしい高校教育を受ける機会を持てるような施策が盛り込まれることを望む。</p> <p>具体的には、学力が伴えば難関大学を狙える高校に入学し、郡部にあっても自宅に住まいながら遠隔授業とスクーリングの複合などでレベルの高い高校教育を受けることのできる機会を得られるようにしてほしい。</p> <p>少子化の時流にあって郡部への移住促進や地域活動の人材確保を強調しても、子供の高校進学を機に世帯が転出することはザラである。せめて高校までは、自分が生まれ育った地域に家族で暮らしながら、かつ、能力に応じて望む進路を目指すことができる高校教育を受けられるよう、秋田県内の高校(特に進学校)において遠隔授業を取り入れた教育を整備・対応してほしい。</p>	<p>(※高等学校は初等中等教育であり、2の施策4の高等教育には該当しないことを確認した上で記載)</p> <p>・遠隔教育につきましては、各校において学校の実情に応じた学習支援体制の構築に向けた遠隔教育の実施方法や内規の改訂等について検討しております。秋田県内では、地域により定員充足率に大きな差があり、小規模校化が進んでいる学校も見られることから、県教育委員会といたしましては、遠隔教育等を活用した小規模校の教育活動の充実について検討していく必要があると考えております。</p>	②
21	—	<p>【全体】</p> <p>・子育て等に関わる企業の誘致や企業支援も含めるべきだと思います。安心した子育てと言うのは簡単ですが、購入や食事する場所などが無いと実態を伴っていないと思います。</p>	<p>・企業誘致や企業支援は、県政運営の最上位の計画である「新秋田元気創造プラン」において、重点戦略の一つとして位置づけており、引き続き取組を進めてまいります。</p>	②

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
22	2	・子育て家庭への経済的支援について、「ふつう」も回答した割合に含んだ理由をご教示ください。 ・「ふつう」には肯定的な意見と否定的な意見の両方が含まれている（ないし、すぐにどちらかに傾く）可能性があると思いますので、目標値を上回った結果を、単純に、肯定的に評価できないと思います。	・本県では、「十分」、「やや十分」、「ふつう」までを肯定的な御意見として捉えて指標を設定しているところであります。 ・当該指標は、現行の第3期すこやかあきた夢っ子プランでも使用しているものであり、同プランからの継続的な変化を把握していく必要があることから、本計画においても同様の指標を設定しております。	②
23	9	・お金がかかりすぎるとあるため、秋田の全国的な賃金水準のデータも掲載してはいかがでしょうか。	・子育てや教育にお金がかかりすぎるとの認識の要因は、子育て家庭の状況によって多岐にわたると考えられるため、賃金水準のみがその要因であるとの誤解を県民の皆様と与えないよう当該データの掲載は控えさせていただきます。	②
24	9	・学校行事等の様々な機会とありますが、学校は働き方改革を進めているので、限界があるのではないのでしょうか？一方、共働き世帯の多い秋田では、学校業務を家庭や地域に移行することが現実的に可能か分かりません。地域の人達との交流を促進するのは良いのですが、秋田県は主たる担い手について、どのようにお考えですか？	・学校行事はあくまでもひとつの例示として記載したところであります。人口減少が進み、人的資源が限られてくる中で、こどもと地域等の交流促進については、行政だけではなく、地域や民間団体等と協働して進めていく必要があると考えています。	③
25	10	・H29とR4で控除金額に差はありますか？仮に差が大きいのに、高所得の割合が増えているという表現だと、パッと見て手取りが増えていると勘違いされ、要らぬ誤解を招く恐れがあると思います。	・H29とR4の就業構造基本調査（総務省）における結果であり、算出方法は各年度とも同じです。なお、当該調査での世帯所得とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間の収入の合計となります。	③
26	12	・男性の家事育児への「参画」とありますが、参画は言葉の定義を考えると、適切ではないように思います。 ・また、家事・育児は保護者（両親）が行う、当然の行為だと思います。女性にも「参画」という言葉を使うのでしょうか？男性のみ参画と表現するのであれば、違和感を覚えますし、秋田県の態度が反映されていると邪推される恐れがあるため、良くないと思います。	・男性の家事・育児については、自らの意思決定に基づいて積極的に行う必要があるという考えから「参画」という言葉を使用しております。 ・家事・育児は御指摘のとおり、性別に関わりなく共同で行う必要があるため、男性・女性の分担意識自体を変えていく必要があると考えております。	③
27	12	・男性の時間を単に（育休で）増やすことを結論づけるようなデータではなく、お金がかかりすぎるというアンケート調査結果もあるのですから、賃金上昇や経済成長も加味し、P12にある両立支援にあるデータや勤務実態などの勤務データとクロスした集計が必要ではないでしょうか。	・本計画では、「県内民間事業所における男性の育児休業取得率」を指標に定めておりますが、単に男性が育児休業を取得すれば良いというわけではなく、その時間を活用して積極的に家事・育児を行い、家族等と子育ての喜びや大変さを共有し、家族の絆を深めていくことが重要と考えております。 ・仕事と子育ての両立支援・措置状況は、「労働条件等実態調査」によるものであり、具体的な勤務データとクロスした集計をすることは困難と思われませんが、今後の参考とさせていただきます。	②
28	12	・妻のみ1時間30分増加しています。その要因は何でしょうか？顕著な差が見られるので、重要な課題を提示していると思います。	・明確な要因は不明ですが、コロナ禍による保育園等の休園などによる育児時間の増加が要因の一つではないかと考えています。	③
29	15	・過保護と過干渉について、それをもって教育力が低下していると言えるのでしょうか？ ・上記は保護者が保護者に対して抱いている数値であり、個人の知識や感覚で差が出そうな、主観に依った設問だと思います。教育の現場にいる先生などの調査はないのでしょうか？そちらの方が信頼性はあると思います。 ・親は教育のプロではありません。子どもと一緒に学んでいくと思います（都合の良い大人が、プロであって欲しいと、勝手に願っているだけだと思います）。なので、本データに基づいた結論を得る場合、単に割合の多さではなく、客観性の少しでもある設問を吟味して、結論を得るべきだと思います。	・「家庭教育に関する調査」は、平成18年度から5年おきに、保護者を対象に実施しているものであり、経年変化の状況を見取るために、調査項目・設問を大きく変えることなく実施しているものです。しかしながら、今後の調査においては、ご意見を参考にしつつ、社会情勢等の変化も踏まえううえで、項目・設問等について検討を進めてまいります。	②
30	18	・地域の連帯感の希薄化とは、具体的にどういったものですか？この言葉はよく分かりませんでした。	・分かりにくい表現であるため、「地域のつながりの希薄化」に修正いたします。	①

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
31	18	<p>・スマートフォン等を所持する数と共に、所持する理由も重要でないでしょうか？例えば、共働き世帯が安全上所持させているなら、それを認識しつつ、一般的な啓発とともに、子どもが持たされている理由を第3者から合理的に知ることで、子ども達の納得感が得やすいと思います。</p> <p>・売る側へのアプローチを強化した方が良いと思います。完全に同じ事例ではありませんが、高齢者のドライバー問題では、車を売る側のモラルも問われました。特に通信各社はテレビ局等のスポンサーであるため、問題を社会全体で共有できるか分かりません。現実子ども達を守る施策をお願いいたします。</p> <p>・その「適切」な利用について啓発、とありますが、「誰」が「どう」適切だと判断するのでしょうか？生成AIの誕生など、1年で情報通信分野は大きく変わります。</p>	<p>・スマートフォン等、インターネット利用実態調査は、スマートフォン等を活用したインターネットの利用実態を把握した上で、SNS等の適切な使い方についての啓発や指導に生かすために、年1回調査を実施しており、ご意見を踏まえて、次年度調査に向けて調査内容について検討してまいります。</p> <p>・子どもたちの適切なインターネットの利用に向けては、保護者や教職員等を対象とした講座において、生活習慣の乱れや、SNS上のトラブル等につながった事例を具体的に示しながら注意を促すなどにより、健全利用の啓発を行っております。</p> <p>・また、ネットパトロールを実施し、インターネット上の不適切な投稿を検索することでトラブルの抑制を図っております。</p>	②
32	20	<p>・国際化の進展は、先の文章中にもある「地域」で対応できる内容でしょうか？秋田県の考え方を教えてください。</p>	<p>・当該箇所は現状と県の姿勢を示したものであり、地域に対応を求めるものではありません。</p>	③
33	25	<p>・子どもの声を聞いて、反映できる工夫をお願いいたします。親の心子知らずと言いますが、子の心親知らずとも言います。親（大人）の想いだけでは、子はどうなるのでしょうか。</p>	<p>・「施策項目1：こども・若者が健やかに成長できる環境整備」中、「施策1：こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」の「③こども・若者の意見表明の機会の確保」においてこども・若者等が安心・安全に意見を述べる機会をつくり、その意見をこども施策をはじめ、県の施策の策定・実施・評価に生かしていくこととしております。</p>	①
34	37	<p>・やまびこ電話は良い取組だと思います。メールやLINE等では対応できないのでしょうか。</p> <p>・健全利用や性被害等の防止は、地域差がでないようにしてもらいたいと思います。どこでも子どもは一緒です。地域における支援体制の充実と共に、最低限の支援体制は一律で整えるべきだと思います。</p>	<p>・やまびこ電話のほか、電子メールによる各種相談を受け付けており、少年に関する相談についても受理しております。一方、SNSについては、規定上、情報発信だけが可能です。</p> <p>性被害防止等の取組は、各警察署で地域の実情に即し、工夫を凝らしながら実施されております。効果的な施策等については、警察本部を通じて各警察署にフィードバックするなど情報共有を図っております。また、少年の非行防止及び保護活動については、少年育成支援官によるきめ細かい支援体制を整えております。</p> <p>（ネットの健全利用の地域差対策について）</p> <p>・保護者や教職員等に向けた啓発講座とネットパトロールについては、県内の特定の地域で実施しているものではなく、全県を対象に実施しているものです。今後も地域差が生じることのないよう、取組を進めてまいります。</p>	②
35	38	<p>・警察官以外の地域の人に頼った制度には限界が来ると思います。人口減少や共働き世帯の増加と言っている一方、地域で取組を継続するというのは、可能なのでしょうか。秋田県の考えを教えてください。</p> <p>・地域に頼る前に、既存システムや仕組みの抜本的な見直しを検討すべきだと思います（地域のDX化と言っても良いかもしれません）。</p> <p>・秋田県警は公開型GISをホームページで公表しています。そこから実際の事故を把握し、改善する取組はしないのですか？地域に頼ることも大事ですが、その前にやれることはあると思います。</p> <p>・地域の危険箇所の点検とありますが、実際に危険だと思う箇所を伝えても、基準に満たないと行政側から返されます。言っていることとやっていることに矛盾が生じています。基準の改定など、行政側の仕組み見直しをお願いいたします。</p>	<p>・県警察では、少年警察ボランティアとして少年保護育成委員等を委嘱しておりますが、活動の主体はあくまでも警察です。少年警察ボランティアは、警察と連携し、地域に根ざした取組を展開しております。</p> <p>・警察官及び少年育成支援官については、地域の情勢を踏まえ、適正配置に努めているほか、活動重点等についても、その都度見直すなど適正化を図っています。</p> <p>・秋田県警では、公開型GISにより交通事故の発生場所や傾向を公開することで、県民の交通事故防止対策に役立てていただいております。</p> <p>・県警察本部、各警察署においても同様の分析により諸対策を進めているところです。</p> <p>・今後も県民の皆様からいただいた意見や要望を踏まえながら、内容の更なる充実化や交通安全活動への反映に努めて参りたいと考えております。</p> <p>・地域の危険箇所の点検については、特に通学路において、教育委員会や小中学校の教員等の学校関係者、道路管理者、管轄する警察署の3者で実施しており、それぞれの立場で対策を講じています。また、危険箇所の通報については、実際に現場を見た上で、場合によっては道路管理者や地元市役所等に依頼することもあります。</p>	②

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
36	41	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトンケアの用語解説をお願いいたします。 ・女性健康支援センターは初めて聞きました。企業や、学生、外国人へ周知すべき重要な施設だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトンケアとは、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促す取組をいいます。なお、コンセプトンケアについては、本計画の用語集に掲載いたします。 ・秋田県女性健康支援センターは生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、思春期から更年期に至る女性の身体的・精神的な悩みに気軽に相談できるようSNS等を活用した相談支援等を行っています。相談先QRコードを掲載した啓発カードを県内の中高生に配布したり、商業施設にステッカーを貼付しているほか、LINEやSNSを利用した広告で引き続き周知してまいります。 	③
37	43	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児への検査は重要だと思います。うちも早期で見つかって助かりました。様々なスクリーニングは早めの段階でお願いいたします。 ・乳幼児健康診査は義務化しても良いと思います。健康診断は学校でも義務です。働きかけなどといった消極的なものではなく、条例制定など、少ない子どもを守る、先進的な取組が必要だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査については市町村が実施主体ですが、県では検査事業の普及啓発に努めるとともに、検査医療機関からの報告をもとに、精度管理を行っています。また、聴覚検査の結果、障害が疑われる場合など、必要に応じ言語聴覚士を派遣し、その費用を県が負担しています。 ・先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）は、放置すると知的障害等の症状を起こしたり、生命を脅かす重篤な状態に陥る場合があります。このため、新生児（生後4～6日）の血液検査によって異常を早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障害の発生や生命の危害を防止する目的で検査を行います。県ではこの検査費用を負担しているところですが、引き続き障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な治療や療育を受けられる体制を整備してまいります。 ・乳幼児健康診査のうち、1歳6か月児と3歳児の健康診査は市町村に実施が義務づけられており、それ以外の月齢についても、県内の市町村は複数の月齢での乳幼児健康診査を実施しています。計画に記載しました5歳児健康診査は、令和5年度に国で事業化した新しい幼児健康診査となりますので、切れ目のない支援につなげるためにも、今後、多くの市町村が実施できるよう働きかけてまいります。 	③
38	43	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの急病の電話相談は助かります。一方、言葉では伝えられない部分もあるので、テレビ電話やLINE電話等に対応して欲しいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見については、相談に係る症状の内容等を踏まえ、検討を進めてまいります。 	②
39	43	<ul style="list-style-type: none"> ・母親や家族の心理的負担の軽減を図るとありますが、実際にこの配布で軽減されているのでしょうか？利用者側の視点が必要だと思います。 ・医師に気軽に相談できる体制を検討してください。話は聞くけど、結果「専門医を受診してください」では、その後選んだ専門医の当たり外れに悩む結果になりかねないと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早産等による低出生体重児では、成長や運動機能の発達が未熟な場合が少なくなく、母子健康手帳では記録しづらい項目があるため、自責の念や不安感などを抱きやすいという当事者の声を受け、リトルベビーハンドブックの作成が全国展開されてきたという背景があります。こうしたことから、県では作成過程において、当事者の方の御意見も反映させたものとしています。今後は、ハンドブックを通し、必要に応じて、お子さんに関わる行政や保健医療福祉等の関係機関が情報を共有し、切れ目のない支援や連携ができるよう、周知等の働きかけを行ってまいります。 ・乳幼児健康診査は、日頃の悩みを医師に気軽に相談できる貴重な機会と認識しておりますので、是非その機会を御活用いただければと思います。 	③
40	45	<ul style="list-style-type: none"> ・量で一律に判断せず、多様な質やサービスなど、利用者目線での判断をお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育等の提供については、国の示す基本指針等に基づいて、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込みと提供体制の確保の内容等を定めることとされております。 ・提供するサービスの内容や質につきましては、市町村とも連携しながら、その向上に努めてまいります。 	②
41	47	<ul style="list-style-type: none"> ・県のウェブサイトでの公表は市町村にも共有し、自治体のLINE等のサービスで住民にも共有してほしいです。今時、県のウェブサイトを頻繁に見に行きません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育情報等の公表方法につきましては、今後の参考とさせていただきます。 	②

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
42	47	<p>・延長保育はありがたいです。ただ、退勤時間によっては、渋滞に巻き込まれます。子育てに限らず、渋滞による時間のロス、社会的・経済的損失です。車社会の秋田で、子ども施策も道路施策と不可分一体だと感じていますので、連携をお願いいたします。肌感覚ですが、秋田市に引っ越してきてから、10年間、道路事情は変わっていないと思います。</p>	<p>・道路の渋滞に関しまして、国、県、市町村、警察、トラック協会等で構成される協議会を設置し、現況調査や対策案の検討を行っております。信号現示の調整や企業の時差出勤により渋滞状況が緩和された箇所もありますが、引き続き渋滞対策に関する道路整備を進めるとともに、関係機関と連携し、渋滞の解消に向けて取り組んでまいります。</p>	②
43	48	<p>・ベビーシッターは機動的に利用できるのが、良い事業だと思うのですが、秋田県のベビーシッターに対する考えをご教示ください。 ・隣の人が預かってくれるなどは物騒で出来ない時代になりました。契約に基づくベビーシッターを推進しても良いのではないかと思います。 ・ベビーシッター事業をしている人から、認可がされにくいと聞いたことがあります。秋田県として、多様な保育の形態について、事故等の問題があると思いますが、どうお考えでしょうか？</p>	<p>・児童福祉法において認可外保育施設の一つとして位置づけられる、いわゆるベビーシッターにつきましては、昨年9月現在、県内で活動する事業者は5者となっております。 ・また、同様の施設としては、市町村が認可する居宅訪問型保育事業がありますが、こちらは受入対象となる子どもに保育の必要性があるものの、障害や疾病等により集団保育が著しく困難な場合やひとり親であるなどの条件があり、保育計画書の作成が必要となるなど、運営の条件が厳しいことから、県内に活動する事業者はありません。 ・認可外で行うベビーシッターには、利用者の多様なニーズに対応して柔軟に保育サービスを提供できる利点がありますが、昨今の事故や事件を受けて、子どもの安全の確保には万全を期す必要があることから、これまでも市町村において助言・指導を行うとともに、定期的な立入調査等を実施しております。 ・県としましては、いただいたご意見を参考としながら、今後も市町村が行う就学前教育・保育の提供等に対して必要な支援を行ってまいります。</p>	②
44	50	<p>・食育へ支援するのなら、良質な食を提供するような企業誘致や支援を行うべきだと思います。例えば、食育をしていながら、ファストフード店しかない地域で良いのでしょうか？子ども向けに気を遣っているものなら、全世代にとって良いものだと思います。せっかく農業県で豊富な資源があるのですから、機会に頼らず、生活に浸透させる施策を実施してはいかがでしょうか？</p>	<p>・本県では、食環境の整備を図るため、飲食店やスーパー等における減塩や野菜・果物摂取に配慮したメニューづくりを促進するとともに、減塩と野菜摂取増加のための普及啓発を企業や地域の直売所等と連携して行っています。 ・ご意見を参考に、関係機関と連携を図りながら、望ましい食習慣の定着に向けた取組を更に進めてまいります。</p>	②
45	54	<p>・児童会館の図書室が酷いと思います。本もイスも机も書架もすべて古いです。案の定、誰も居ません。読書活動の推進と言いながら、子育て世帯が使う県下の施設があのような状況で問題ないとお考えでしょうか？本は増やしていると聞きましたが、その他設備等の更新時期について、ご教示ください。 ・秋田県児童会館の機能充実とありますが、言葉だけだと受け止められます。 今の委託事業者に意見しましたが、とても親切な回答でした。一方、予算に限りがあるので、やりたいことも出来ないとのことでした。ですので、秋田県は利用者視点で予算を確保すべきだと思います。秋田県が設置する子ども向け唯一の施設だと思いますので、これで、秋田県の子育てへの態度が分かると言っても良いかもしれません。山形県は市町村対応とは言え、全天候型の大型施設が増えたのに（企業委託ですが）、秋田では既存施設の改善すら怪しいです。早急に対応すべきです。</p>	<p>・児童会館は、昭和55年の開館から44年が経過し、建物や設備も経年劣化しておりますが、これまで、屋根やトイレ、非常放送設備、暖房用温水管など様々な箇所の修繕を行っております。 ・また、今年度は、こども劇場の緞帳を修繕することとしており、今後も児童会館を安全にご利用いただくための措置を最優先に取り組んでいきたいと考えております。 ・本県では読み聞かせをするのにふさわしい絵本を「あふれちゃんのえほんばこ」として毎年50冊以上を選定しており、土曜日の秋田魁新報で紹介しています。毎年、選定された絵本を購入し、児童会館で貸し出しを行っております。その他に図書館担当の職員が選定した本を購入するなど、図書の確保に努めております。 ・遊び場や児童館、子育て支援センターといった子育て支援施設に関しては、基本的には市町村がそれぞれのニーズと整備計画に基づき設置するものであり、県としては、他県の好事例の紹介や実際に計画を具現化する際に整備に活用できる国の交付金、制度等のほか、県内外の魅力的な事業の紹介も含めた上で、働きかけや情報提供をしております。 ・また、県の児童会館につきましても、今後遊び場としてどういった機能を求められるかという点についても検討が必要と考えております。</p>	②
46	56	<p>・情報を日本語以外でも発信されてはいかがでしょうか。今の子ども達の方が、大人より英語力が高いと思います。</p>	<p>・御意見の一つとして参考とさせていただきます。</p>	③

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
47	59	<p>・高等教育機関の強化とありますが、単体の大学への支援しか書いていません。文科省では、地域連携プラットフォームや高等教育へのアクセス確保を示しています。国と乖離しているように見えますが、どのようにお考えですか？</p> <p>・高等教育機関とありますが、専門学校への施策は無いのでしょうか？</p> <p>・県内の看護系大学・短大とは、秋田大学、日赤看護大学・短期大学、秋田看護福祉大学の3大学という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>・上記3大学・短大ではない場合、選定した理由をご教示ください。</p> <p>・選定している場合、教育研究の場を確保するという目的は全ての大学・短期大学に言えることですから、目的か選定のどちらかが誤っていると思いますが、いかがでしょうか？</p>	<p>・高等教育機関の強化については、「施策6：多様な学びの機会の提供」の「②高等教育機関による学びの機会の提供」（61ページ）に記載のとおり、県内の大学等高等教育機関が連携して行う取組である高校生向けの高大連携授業や県民を対象とした公開講座の開催等について、それぞれの高等教育機関の特色を生かした多様な学びの機会の提供を支援しています。</p> <p>・専門学校への施策については、「施策4：高等教育の修学支援、高等教育の充実」の「②高等教育機関の機能の強化等」（59ページ）に記載のとおり、学生が積極的な社会参加や地域貢献につながる取組を行う私立大学等を支援しており、「等」に専門学校が含まれています。</p> <p>・県内の看護系大学・短大は、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字秋田短期大学、秋田看護福祉大学の3校です。秋田大学は国立大学であり運営支援は国が行っておりますが、県も個別の取組等への支援を行っております。スペースの関係から、全ての支援等を記載することは難しいものの、県内高等教育機関に対しては広く支援を行っているところであります。</p>	②
48	62	<p>・ワークライフバランスで普及啓発とありますが、秋田県の現状に対して、それでは遅いと思います。もっと実効性のある施策を展開すべきだと思います。</p>	<p>・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、普及啓発のほか、企業を対象とした男性の家事・育児推進セミナーやジェンダーギャップ解消を目的としたワークショップの開催等により、様々な取組を実施しているところです。</p>	①
49	67	<p>・こどもの権利について、秋田赤十字乳児院は子どもの砦として重要だと思います。一方、災害時（特に先般の豪雨災害）などに避難場所の確保や移動に苦労したり、設備や物資が十分ではなかったりすると聞いています。赤十字社との連携など、秋田県はどのようにお考えですか？</p>	<p>・災害時などには、市町村が避難所を開設することとなっておりますが、県でも避難した子供たちへの対応として、粉ミルクやほ乳瓶、子供用紙おむつ等の物資を、市町村と連携して備蓄し、不足時には提供することとしております。</p> <p>・また、避難所の運営時には、避難者の健康状況等の把握を行い、空調設備や多目的トイレ等が整備された居住環境の良い施設等への移動も含めた配慮を行うよう、市町村に働きかけております。</p> <p>・なお、県では災害対策本部に、日本赤十字社秋田県支部からリエゾン（情報連絡員）の派遣を受け、情報を共有しながら、連携した災害対応を行っております。</p>	③
50	77	<p>・高齢者と幼児のふれあいなど、秋田の現状に対応した、先進的な取組を期待いたします。</p>	<p>・本県の現状や課題を踏まえながら、多世代が子育て家庭を支える取組を検討してまいります。</p>	②
51	79	<p>・出産家庭への支援では、皆、少子化は分かりますので、メッセージは不要です。現実的な施策を期待いたします。</p>	<p>・出産家庭などの子育てを県を挙げて応援しているメッセージをリーフレットに記載するとともに、その裏面に、保育料の助成や子育て情報を発信するSNSアカウント等のQRコードなども掲載し、県の子育て支援施策を知ってもらうきっかけにもなるような形で配付しております。</p>	②
52	79	<p>・負担軽減では、所得制限しないでください。中間層や働く世帯の意欲を奪っていると思います。秋田市に聞いたところ、県の財政支援がないので、所得制限を撤廃できないと言っていました。</p>	<p>・経済的支援における所得制限については、それぞれの事業目的などを勘案して設定しておりますが、経済的支援である以上は、一定の制限は必要であると考えています。なお、保育料は応能負担の制度であるため、その助成についても応能負担の制度としているところであります。</p>	②
53	80	<p>・企業における両立支援ですが、現実的にはP12とP13のデータから、人手不足により雇用者側から就業の要請が多いと推察されます。財政支援や広報、人事上のメリットを県独自で展開すべきだと思います。</p>	<p>・本県では、企業経営者等を対象とした研修会やセミナーを、女性活躍や仕事と子育て等の両立支援をテーマとして実施しており、採用や離職防止につながるなどのメリットについても周知しています。</p> <p>・また、国の両立支援等助成金等についても周知を行っているところであり、引き続き両立支援に向けて取り組んでまいります。</p>	①

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
54	82	<p>【指標：歩道整備率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道整備率だけで事故が防げると思えないので、客観的指標として事故発生率も加えるべきだと思います。 歩道整備率の1%増は、どれくらいの歩道整備量なのでしょう？5年間で1%増なので、実数では相当増えるのでしょうか？ 歩道整備と共に冬期間の歩道除雪もご検討ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおり、単なる歩道整備だけではなく、警察、教育委員会、学校や他所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を行うことが、通学路における交通事故の抑制につながると考えております。しかし県管理道路における通学路の交通事故発生率については指標がないため、今後指標として追加すべきかどうか検討してまいります。 歩道整備率における1%は、およそ9kmの歩道整備を表しています。厳しい予算制約のなかではありますが、道路課所管の交通安全対策事業として、通学路合同点検結果における未対策箇所の歩道整備を重点的に行っているところであり、今後も安全な道路交通環境の整備に努めてまいります。 歩道除雪については、交通量が多い箇所や通学路について重点的に行っており、引き続き冬の安全な歩行者空間の確保に努めてまいります。 	②
55	84	<p>【指標：地域子育て支援拠点年間利用件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援拠点は利用者数を増やす段階ですか？利用者の満足度を測るべきではないでしょうか。 利用者数を5年間で1000人増やして、子育て世帯の課題の何に寄与していますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指標は、現行の第3期すこやかあきた夢っ子プランでも使用しているものであり、同プランからの継続的な変化を把握していく必要があることから、本計画においても同様の指標を設定しておりますが、今後の参考とさせていただきます。 子育て支援拠点については、市町村が子育て家庭や地域のニーズに応じて適切に実施できるよう、県としても引き続き支援してまいります。 	②
56	84	<p>【指標：一般事業主行動計画策定企業数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業数とありますが、割合にしないと、全体でどれくらいか不明だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 分母となる100人以下の企業数については、国が実施する経済センサスにより把握可能であります。毎月及び毎年調査を行っていないため、指標の経過確認ができないことから割合を指標とするのは難しいと考えます。 	③
57	84	<p>【指標：県内民間事業所における男性の育児休業取得率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の育休取得率だけで、企業が子育て世帯を支えていると言えますか？例えば、育休を1週間取得し、その後は毎日残業や出張続きだとしたら、それは子育て世帯を支えている状況だと言えますか？アンケートやデータなどに基づく、現実的で実効性のある施策が展開できるような指標を設定してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度のアンケート調査によると、理想の子ども的人数を実現するために経済的支援以外に必要なことの第1位が「子育てに理解ある職場づくり」で84.5%、第2位が「パートナーの家事・育児への参画」で63.9%という結果となっていることから、企業における両立支援については、男性の育児休業取得率のほか、次世代法や女活法に基づく一般事業主行動計画策定企業数を指標に設定することで施策の進捗状況を把握することとしています。 現在、家事・育児時間を把握することができるのは、国が5年に1度実施している「社会生活基本調査」のみであり、本計画の実施期間とは一致していないことから、今回の指標への設定は見送ることとしたところですが、県では、現在、家族やパートナーと家事を分担する「とも家事」の推進にも力を入れているところであり、企業の理解促進と合わせて取り組みを進めてまいります。 	③
		<p>・51ページに「薬物乱用防止教育等の推進」・警察や薬剤師等の専門家を講師とした薬物乱用防止教室の開催や、学校における教科等の教育活動等を通して、喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及と適切な行動選択ができる能力の向上を図ります。」とありますが、</p> <p>『子どものいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき』との周知徹底と施策規制がより一層必要です。（子どもたちの受動喫煙防止は本計画のための基本要件です）</p> <p>（1）子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。</p> <p>（2）子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの1/3以上の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県では、法令や条例に基づき受動喫煙防止対策を進めており、様々な機会を通じて受動喫煙に関する周知啓発を行っております。 引き続き、子育て世代を始めとした県民の方に対して受動喫煙防止に関する周知啓発を行っていくほか、児童生徒にたばこに関する正しい知識を身につけていただくための取組を実施してまいります。 	

No.	ページ	意見	県の考え方・対応	反映状況
58	51	<p>(3) 都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でもまた貴県の受動喫煙防止条例でも同様の趣旨を盛り込み、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。</p> <p>【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。</p> <p>【北海道美唄市受動喫煙防止条例】 《屋内の受動喫煙防止》 妊娠中の方や子育てされている方、20歳未満の子どもと同室の空間で、たばこを吸わないよう努める。 《自動車内の受動喫煙防止》 妊娠中の方や子育てされている方、20歳未満の子どもが同乗している自動車内でたばこを吸わないよう努める。 《屋外の受動喫煙防止》 ▶歩行中又は自転車走行中にたばこを吸わないよう努める ▶たばこを吸う方は、近隣住民の受動喫煙防止に努める。▶たばこを吸う方は、公園、学校及び児童福祉施設の敷地から100m以内の路上において、受動喫煙防止に努める。</p> <p>【大阪府寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例】 第6条 2 家庭等においては、子どもと同室の空間で喫煙をしないようにしなければならない。 第7条 子どもが同乗している自動車の車内においては、喫煙をしないようにしなければならない。 第8条 市民等は、子どもの周囲において、路上喫煙をしないようにしなければならない。</p> <p>※貴県では、「秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例（案）」に関する意見募集が実施中ですが、第3期健康秋田21計画で、受動喫煙の施策の重要性が縷々書かれていて、特に同計画の45ページ記載のように、子どもや妊婦を受動喫煙から守るためにも必須です。喫煙者の禁煙を促すことにもなります。</p> <p>(4) 子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」(2/3助成)の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。 ・東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。 ・禁煙治療薬のチャンピックス（バレニクリン）の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのことです。</p>		②